平成 27 年５月８日

各　　位

会 社 名　カ　ネ　ソ　ウ　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　近藤　健治
（コード番号　5979　名証第 2 部）
問合せ先　専務取締役管理本部長　南川　智之
（TEL. 059 － 377 － 4747）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年６月 26 日開催予定の第 38 期定時株主総会に、定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。）が平成 27 年５月１日に施行されることにともない、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行するため、定款の一部を変更するものであります。

また、業務執行を行わない取締役が、責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年６月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年６月 26 日

以　上

（別紙）

カネソウ株式会社　定款新旧対照表

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第3条　＜条文省略＞	第1条～第3条　＜現行どおり＞
第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第5条～第17条　＜条文省略＞	第5条～第17条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
第18条　（員数） 当会社の取締役は、15名以内とする。 ＜新設＞	第18条　（員数） 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
第19条　（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 ２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第19条　（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。 ＜現行どおり＞ ＜現行どおり＞

現行定款	変更案
第20条　（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞	第 20 条　（任期） 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞ ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条　＜条文省略＞	第21条～第22条　＜現行どおり＞
第23条　（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ＜新設＞ ＜新設＞	第23条　（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条　（監査等委員会の招集権者及び議長） 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。 第25条　（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
＜新設＞	第 26 条　（業務執行の決定の取締役への委任） 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６号の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第 24 条　（取締役会規程） ＜条文省略＞	第27条　（取締役会規程） ＜現行どおり＞
＜新設＞	第28条　（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
＜新設＞	第29条　（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。
第25条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第30条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第５章　　監査役及び監査役会	＜削除＞
第26条　（員 数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
第 27 条　（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞

現行定款	変更案
第28条　（任 期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
第29条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
第30条　（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
第 31 条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
第 32 条　（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
第33条　（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	＜削除＞
第６章　　計　　算	第５章　　計　　算
第34条～第37条　＜条文省略＞	第31条～第34条　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
＜新設＞	附　則 第１条　（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、第 38 期定時株主総会開催日以前の行為に関し、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。